

## 倉敷市青少年健全育成功労者等表彰要綱

### 1 趣 旨

この要綱は、市内の青少年の健全育成に功労のあった個人又は団体を市長が表彰することについて必要な事項を定めるものとする。

### 2 表彰の対象

表彰の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 青少年を健全に育成するため積極的に活動し、その功績が特に顕著であると認められるもの
- (2) 青少年関係団体の関係者でおおむね10年以上の経歴があり、その功労が他の模範と認められるもの
- (3) 青少年又はその団体で、その行動又は業績が、他の模範として顕著と認められるもの
- (4) 営業者又はその団体で、青少年をとりまく環境の浄化のため自主的に規制し、又は活動を行うことにより青少年の健全な育成に特に寄与したと認められるもの

### 3 表 彰

表彰は表彰状の授与によってこれを行い、併せて記念品を贈るものとする。

### 4 被表彰者の内申及び決定

- (1) 被表彰者の内申は、別紙様式により、所属団体の長又は関係機関が市長に行うものとする。
- (2) 内申があったときは、市長はこれを調査のうえ表彰者を決定し、内申者に通知するものとする。

### 5 表彰の時期

青少年健全育成推進大会の時に行うものとする。ただし、臨時に行うことがある。

### 6 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長がその都度定める。

### 7 施行期日

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。